

後期高齢者医療被保険者 様

愛知県後期高齢者医療広域連合

調整控除による被保険者証の差替えについて

日頃は後期高齢者医療の運営にご尽力いただき、厚くお礼を申し上げます。

令和4年10月1日よりお使いいただける被保険者証をお住まいの市区町村より送付させていただきましたところではありますが、被保険者が世帯主であり同一世帯に19歳未満の方がいらっしゃる場合、一部負担金割合を判定する際に一定の控除が受けられます。

今回、その控除の処理を行いました結果、一部負担金割合が同封の被保険証のとおり「1割」と変更になりました。

つきましては、10月以降にお医者さんにかかる場合は、送付させていただきました「1割」の被保険者証をご提示いただきますようお願いいたします。

なお、先に届きました「2割」の被保険者証は、大変お手数ですが**個人情報**が読み取れないように裁断して破棄していただくか、お住まいの市区町村の担当窓口にお返してください。

(問い合わせ先)

愛知県後期高齢者医療広域連合
管理課資格グループ
電話：052-955-1246